

第2回 東京都児童福祉審議会本委員会
議事録

- 1 日時 平成29年7月24日(月) 18時44分～19時56分
- 2 場所 都庁第一本庁舎 北側 42階 特別会議室A
- 3 次第
(開会)

- 1 福祉保健局長挨拶
- 2 報告
 - (1) 平成28年度における各部会の審議内容について
 - ・里親認定部会
 - ・子供権利擁護部会
 - ・児童虐待死亡事例等検証部会
 - ・保育部会
 - (2) 東京都の施策動向について
- 3 議事
 - (1) 新たな審議事項について
 - (2) 専門部会の設置について

(閉会)

- 4 出席委員
松原委員長、柏女副委員長、石田委員、磯谷委員、榎沢委員、大木委員、大竹委員、久保委員、駒村委員、酒寄委員、市東委員、白川委員、杉野委員、高橋委員、都留委員、野田委員、林委員、正木委員、宮田委員、村井委員、山登委員、山本真実委員、横堀委員、渡邊委員

- 5 配布資料
 - 資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿
 - 資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿
 - 資料3 平成28年度における各部会の審議内容
 - 資料4 児童養護施設等退所者の実態調査 調査の概要

資料 5 - 1 ・ 5 - 2 「子供の生活実態調査」結果の概要（中間のまとめ）

資料 6 - 1 子育て家庭を地域で支える仕組みづくり

資料 6 - 2 東京都指導福祉審議会専門部会委員候補者及びスケジュール（案）

資料 都内の保育サービスの状況について

開 会

午後 6 時 4 4 分

○西尾少子社会対策部計画課長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

お待たせをいたしました。本日はお忙しい中、また、お暑い中、御出席をいただきましてありがとうございます。私は当審議会の事務局、書記を務めさせていただきます、福祉保健局少子社会対策部計画課長の西尾でございます。よろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席の状況について御報告をさせていただきます。

本審議会の委員数は、現在 33 名でございます。本日、御出席との御返事をいただいている委員の方は 24 名、所用のため御欠席といただいている方は 9 名でございます。定足数に達することを御報告させていただきます。少々遅れていらっしゃる委員の方がおられますけれども、既に定足数に達しておりますので、始めさせていただきますと思います。

次に、お手元に会議資料を配布してございますので、御確認をお願いいたします。

資料 1 は委員名簿でございます。

資料 2 は行政側の名簿。

資料 3 は平成 28 年度における各部会の審議内容。

資料 4 は児童養護施設等退所者の調査でございます。

資料 5 はかさばるものでございますけれども、「子供の生活実態調査」の結果の概要でございます。

資料 6-1 につきましては、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりの資料でございます。

資料 6-2 は東京都児童福祉審議会専門部会委員候補者及びスケジュール（案）でございます。

もう一つ、資料番号はございませんが、本日 5 時半に記者発表した資料がございまして「都内の保育サービスの状況について」。これは待機児童数等を毎年発表させていただきますが、その最新情報が入りましたので、お手元に配布しております。

過不足はございませんでしょうか。

なお、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、御了承いただきたいと思います。

また、本日御発言に際しましては、目の前のマイクスタンドの右のほうのボタンを押

していただいてから御発言いただきますよう、お願いを申し上げます。

それでは、ただいまから今期第2回目の「東京都児童福祉審議会本委員会」を開催いたします。

まず、昨年12月19日に第1回目を開催させていただいておりますが、それ以降、行政側職員につきまして一部異動がございましたので、管理職のみ御紹介をさせていただきます。

まず、幹事を務めます福祉保健局子供・子育て施策推進担当部長、加藤でございます。

書記を務めます福祉保健局障害者施策推進部計画課長、渡辺でございます。

同じく書記を務めます少子社会対策部育成支援課長、竹中でございます。

よろしくお願いをいたします。

議事に先立ちまして、梶原福祉保健局長から皆様に御挨拶を申し上げます。

○梶原福祉保健局長 福祉保健局長の梶原でございます。

本日は大変お忙しい中、また、夜の時間帯にもかかわらず、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には日ごろより東京都の児童福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

東京都におきましては、昨年12月に策定をいたしました「2020年に向けた実行プラン」において、誰もがいきいきと活躍できる「ダイバーシティ」を実現する施策の1つとして、「子供を安心して産み育てられるまち」をつくることとし、「東京の特性を踏まえた保育サービスの充実」「子育て環境の整備」「特別な支援を必要とする子供に対する支援体制の整備」の3つの政策目標を掲げております。

その中では、保育サービスは2019年度末までに保育サービス利用児童数を7万人に増やし、待機児童を解消するという目標を掲げ、現在、施策を推進しているところでございます。

また、子供と家庭を取り巻く状況の中で、核家族化の進行あるいは地域のつながりの希薄化等によって、地域や家庭の「子育て力」が低下し、「育児の孤立化」が進んでいること。また、子育てに不安を抱える家庭が増加していることなどを踏まえまして、妊娠期からの切れ目のない子育て支援、特に支援を必要とする子供や家庭への対応というものを大きな柱にしているわけです。

東京都は、こうした中で「ゆりかご・とうきょう事業」の実施、あるいは生活に困窮する子育て家庭に必要な支援につなげる「子供の貧困対策支援事業」の創設、あるいは児童福祉司・児童心理司の増員等による「児童相談所の体制の強化」など、独自の取組を進めているところでございます。

また、昨年、本審議会から家庭的養護の一層の推進に関する提言をいただいたことを

踏まえ、今年度から乳児院への里親交流支援員の配置による養育家庭等への支援体制の強化、あるいは新生児委託の実施体制の整備を進めるなど、家庭と同様の環境における養育のさらなる推進に向けて取り組んでおります。

7月に来年の予算、人員、政策の方針というものを改めて出させていただきました。

「人が生きる、人が輝く東京へ 重点政策方針2017」ということで、その中では8つの戦略が挙げられているのですが、1番目が「結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目のないサービス」、2つ目が「利用者ファーストの視点に立った保育サービスの魅力と質の向上」、3つ目が「介護サービスや保育サービスを提供する場の整備促進」、4つ目が「福祉サービスを支える意欲ある人材の確保・育成」、5番目が「『支えられる』社会から、誰もが元気に『支え合う』社会へ」、そして7番目に「安全・安心で段差のないまち・東京」など、8つの戦略の中で子供に関する、あるいは福祉の人材に関する施策を大きな柱を立て、さらに昨年立てました計画をブラッシュアップして、新たな施策を展開していこうと今、施策を考えているところでございます。

国においても委員会、検討会の中で家庭養護の話であるとか、あるいは特別養子縁組の話だとか、さまざまな検討が進んでおります。私どもとしては、もう少し現場の意見も聞いてほしいなと厚生労働省に言いたいところもあるわけではありますが、ただ、今の状況の中で相対的貧困の問題も含めて子供が抱える問題というものを社会全体で支えるというのは非常に大きな柱でもあるし、今後、少子高齢化がさらに進む中で待ったなしの課題、あるいはこれからの日本を考える大きな柱になっていくと思っております。

今日は、これまでの部会の報告とこれからの施策、審議会のテーマというものを御議論いただくことになっておりますけれども、これからも児童福祉の向上・発展のため、さまざまな施策を展開していきたいと私どもは考えておりますので、先生方の皆様の知識、経験に基づくさまざまな御意見を頂戴いただきまして、特段のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます、私の挨拶といたします。どうぞよろしく願いをいたします。

○西尾少子社会対策部計画課長 ありがとうございます。

申し訳ございませんが、梶原局長は所用によりここで退席をさせていただきます。

○梶原福祉保健局長 どうぞよろしく願いいたします。

(梶原福祉保健局長退室)

○西尾少子社会対策部計画課長 それでは、この後の進行につきましては、松原委員長にお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○松原委員長 皆様、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。今期2回目の児童福祉審議会の本委員会になります。

会議次第に報告、議事が用意されておりますので、次第に沿って始めてまいりたいと思います。

まず、今回は今年度入って最初の本委員会ですので、昨年度の各部会の審議内容について報告をしていただきたいと思います。部会ごとに事務局より説明をしていただいて、それぞれ部会長の方から御意見や御感想を頂戴したいと思います。

事務局からお願いいたします。

- 竹中少子社会対策部育成支援課長 資料3「平成28年度における各部会の審議内容」をご覧くださいと思います。

私から1ページ目の里親認定部会についての御説明をさせていただきます。

開催回数でございますが、平成28年度は6回と、過去それぞれの年度と同じ回数を実施しております。

審議件数でございますけれども、平成28年度は偶然にも平成27年度と同様の142件、諮問件数総数が142件、適格数139件、不適格数1件、再調査数2件という結果でございました。

私からは以上でございます。

- 松原委員長 ありがとうございます。

それでは、都留副部会長、コメントをお願いします。

- 都留委員 140件を超える諮問について、委員さんでしっかりとやってきましたけれども、やはり里親さん、特に特別養子縁組さんとかの部分の件数が増えてきているというのは印象としてあります。昨年の乳児院の状況からしましても、委託された件数が大幅に増えてきているというのが実感としてありますし、これからしっかりと里親さんにつないでいくことは、大きな使命かなと思っています。ありがとうございました。

- 松原委員長 ありがとうございました。

それでは、続いてお願いいたします。

- 園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 続きまして、子供権利擁護部会につきまして、子供・子育て計画担当課長の園尾より説明させていただきます。資料は2ページでございます。

開催回数ですが、平成28年度もこれまでと同様に毎月開催いたしまして、12回開催しております。

「2 審議件数」は、平成28年度全体で95件でした。内訳といたしまして「(1) 児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例」が64件、「(2) 児童相談所長が必要と認める事例」が2件、「(4) 親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行う事例」が29件となっております。

「3 被措置児童等虐待の状況報告件数」です。これは社会的養護関係施設などに措置されている児童が、職員等から暴力などの虐待を受けたという通報がなされた件数を集計したものでございます。平成28年度には受理が32件、このうち7月1日現在、調査済みのものが31件、調査の結果、虐待に該当したものが12件となっております。

虐待該当の内訳ですが、社会的養護関係施設が7件、里親等が4件、障害児施設等が1件となっております。

私からの報告は以上でございます。

○松原委員長 村井部会長、お願いします。

○村井委員 データ的にはただいま御報告していただいたとおりなのですが、過去5年間の数字の中では95件と数字的には落ち着いてきたのかなと思うのですが、内容的には厳しいなという事例が大変多くなっております。1カ月で10件以上のケースがあって、これは遅くまでかかるのかなと思って会議に臨むのですが、早く終わってどうしてだど。手を抜いているわけではありませんよ。議論の余地がないくらい、これは本当に厳しい状況で、速やかに児童福祉法第28条の措置申立てをしたほうがいいという結論が出るという月もあったりしております。

この審議の場を通じて、子供の権利擁護や子供の福祉に少しは貢献できるのかなと思うと同時に、被措置児童等虐待報告のところで、里親等が権利侵害してしまうという事例などを考えると、当然それはいけないことなのですが、里親等も含め、そして28条の措置申立ての審議をしなければいけない保護者の状況も含め、親への支援をもっともっとしないといけないなという思いも強く持った昨年度でした。

以上です。

○松原委員長 続いて死亡事例のほうをお願いします。

○新倉少子社会対策部家庭支援課長 3ページ、児童虐待死亡事例等検証部会の報告でございます。

家庭支援課長の新倉から報告させていただきます。

「1 開催回数」でございますが、平成28年度は6回開催をいたしました。ヒアリング等を実施した関係機関は6機関となります。

審議の内容についてですが、平成28年度は点線囲みの中の部分です。平成26年度中に発生した事例、これは平成27年度から引き続きの審議ということで行ったもの。また、平成27年度中に発生した事例の検証を進めております。

平成26年度中発生事例の中ですけれども、○の1つ目、10事例のうち6事例を検証いたしました。報告書として○の3つ目、4つ目のとおり、それぞれ平成28年7月に単件で取りまとめ、残りの5件につきまして平成29年4月27日に公表しております。

す。

平成27年度中に発生した事例につきましては、全体6事例のうち2事例について現在、検証作業を進めております。この2事例についての関係機関をヒアリング、6機関を昨年度実施いたしました。

私からの報告は以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、大竹部会長、お願いします。

○大竹委員 今回の報告を踏まえ、この概要版のところでは10件、虐待事例というものがありましたが、先行して1件の検証を行い、その後、5件の検証を行いました。関係機関なしということで4件はヒアリング対象もないことから、この検証部会では検証しておりません。ただ、問題なのは、検証はできませんけれども、どこも関係をしていなかった。しかし、事実としては子供が亡くなっている。ここはなぜどこもつながらなかったのかというようなどころについて検証等をしていかなければいけないのではないか。7月16日の読売新聞で、虐待死亡事例の検証について全国の実態調査が第1面に報告されていますように、東京都においても10件中4件が関係機関なしというところで検証ができておりません。ここは大きな課題だと思っております。

そして、この報告の中でも警視庁の協力を今回は初めて得られ、ヒアリングを実施しました。警視庁からは、援助要請があったケースについては、その後、個別ケース検討会議に警察も積極的に参画し、情報共有を図っていきたい。そして少なくとも警察がかかわったケースについては、施設入所中に長期外泊を行う場合は警察署にも情報提供してほしい。このような要望等がございました。これは事例1の、SBSの受傷機転が不明な中で家庭復帰をしたケースになります。その中では、警察の介入が途中あったにもかかわらず、結果として虐待死に至ってしまったということから今回の要望事項として挙げられています。

あと、検証部会の中での話題としては、1つには母子一体としての産後ケアを充実していくことが必要ではないかということと、さらに産後うつに関する特に夫の理解を深めていく必要があるのではないかということが出てきております。

さらに今月、東京都の児童相談所長の研修会で、この報告書をもとに研修会を行いました。そこでも児童相談所長からも、SBSについてはどこの児童相談所も抱えている。その家族再統合、家庭復帰というところは大きな課題であるというところがありますので、このSBSの疑いも含めて家族再統合をどうしていくのかというところは、今後また検討していかなければいけない状況にあるということをお報告させていただきます。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、保育部会についてお願いします。

○加藤子供・子育て施策推進担当部長 それでは、4ページをお開きください。保育部会について私から御説明をいたします。

平成28年度の開催回数は15回でございます。

審議件数は一番下のほうのところでございますが、計画承認が284件、設置認可が231件でございます。こちら記載してございませんけれども、平成27年度は計画承認が171件、設置が177件ございましたので、昨年度は大変多くの審議をいただきました。ありがとうございます。

答申のうち、否とされたものが2件ございます。こちらについて御説明をさせていただきます。

2件とも同一の案件でございますけれども、まず3月①、1回目のところをご覧くださいますと、設置認可にある1件でございます。こちらは保育所建物内の吹き抜けの部分に、計画承認の時には予定をされていなかったネット遊具、網の遊具でございますが、設置されていた案件でございます。2階から1階まで児童がその中をおられるような構造になっているのですけれども、児童の安全性の確保の観点から遊具が本当に必要なのか、あるいは安全対策についてもっと慎重に検討すべきではないかという御意見、御指摘をいただいたものでございます。

この御指摘を踏まえまして、事業者と該当の区市町村におきまして、遊具を使用する際の安全対策の検討を行いまして、3月③、3回目の部会で報告をさせていただきます。検討経過や遊具の運用方法を整理いたしまして、申請者と該当の区市町村から書面で提出をさせる必要があるという御意見をここでもいただきましたので、それらの書面がきちんと提出されましたことを確認した上で、3月の4回目に認可が適当ということで、この設置認可3つのうちの1つということでございます。

私からは以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

では、山本部会長、お願いします。

○山本真実委員 今、御報告がありましたとおり、平成27年度が計画承認171件で今回、平成28年度は284件で、実際に先月7月、昨年度34件ですけれども、今年は44件やりましたので、少しずつまた増えているという状況です。これだけの数を認可していますが、後で御報告があると思いますが、待機児童は相変わらず減らずという状況の中で、保育園を認可していくという作業は非常に困難を極めております。

1つに、やはり土地がないということとか、窓のないオフィスビルでも保育室として

認められましたので、本当に子供の育ちにとって適切なのかということを常に思い返しながらの認可ということになります。

それから、最近多くなってきましたのは住民反対ということで、騒音に対して非常に不安が上がってきています。特に子供の声が気になるということで、その対応が窓を閉めて保育をしますというような回答なのです。保育士の運用で窓を閉めて静かに保育をしますので、お願いしますというふうにして設置をお許しいただいているようなところも結構ありまして、なかなか保育所の設置自体が難しいところもあります。

また、認証保育所からの認可保育所への移行が大分進んでおりますけれども、人数的なところではカバーできますが、認証保育所で認められていた施設が必ずしも認可保育所で適正かというところが、改築をしないままやれるような状況もありますので、そういった一つ一つを見ていくとどうなのかというところも事実出てきます。

ただ、実際に丸々2年たちまして、今回、巡回指導チームをつくって保育の質を上げるという努力を自治体、市町村の方が一生懸命やってくださるようになん少ずつなっていることは、少し進歩かなと思います。また、避難経路であったり、先ほどの遊具の問題も園庭がないので外遊びが足りないからネット遊具を室内につけるとか、園庭としてせっかくとったところにブランコとか滑り台がついた本当に大きな遊具をどんと建てるといったようなところも事実あって、遊具は建物ではないので認可の要件ではないのですけれども、本当にそれがいいのかとか、保育の中身にもかかわってきますが、何もないところでの外遊びというのはどういうふうにすべきかとか、遊具をつくれば外遊びが増えて運動量上がるからいいというところでいいのかとか、いろいろなところを考えさせられる保育園が増えてきたかなと思います。

一方、この部会とは別の場で保育事故の検証もあわせてやっております。保育所での事故も今回、認可外保育施設の事故も報告が義務化されましたけれども、認可保育所で当然起こってはいけない死亡事故や小さな事故もたくさんあります。やはりどうしたらいいのかというところでは、保育士の方に随分と御無理をさせている中での保育ということが本当に増えてきているので、数もつくらなければいけないけれども、実際にそれでいいのかというジレンマの中での毎月の認可をいたしております。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、全体を通じて他の委員の方から御質問あるいは御意見等がありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、引き続き今年度も各部会の活動を精力的に行っていただくことをお願いしたいと思います。

続いて、2つ目の報告事項になります。東京都の施策動向についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○西尾少子社会対策部計画課長 東京都の施策動向につきましては、それぞれの所管の課長から御説明をいたします。

○竹中少子社会対策部育成支援課長 育成支援課長の竹中から、資料4の児童養護施設等退所者の実態調査につきまして御報告いたします。

こちらにつきましては、今年2月に発表させていただきました調査でございます。

調査目的といたしましては、児童養護施設等退所者の退所前後や現在の生活状況を把握し、現在の自立支援策の有効性や今後の支援策の検討をするに当たって調査をいたしております。児童養護施設を初めとした施設等退所者に対しまして実施いたしまして、平成27年12月から平成28年1月までの期間に調査をしております。回答者数は平成17年4月から平成27年12月の間に退所をした1,965人を対象としまして、回答者数が637人ということになっております。

調査項目としましては、現在の生活状況や仕事の状況、施設に入所した際のそれぞれの皆さんのお気持ち、施設等での生活で身についたこと、退所に向けた支援がどうだったかということ。退所後の進路や退所後の施設等との交流などについて伺っております。

そして、今回の調査の特徴といたしましては、前は5年前の平成22年に実施をいたしましたけれども、そのときの内容と現状を比較しております。また、平成24年に東京都独自の策として事業を開始いたしました自立支援コーディネーターを児童養護施設に配置しておりますが、このコーディネーターの方々の自立支援や退所後の支援についてどうだったのか。配置・未配置で比較をしております。そして、自立援助ホームにつきましても平成25年度からジョブ・トレーナーというものを東京都単独で配置しておりますが、その配置・未配置の施設での比較をしております。

次のページをおめくりください。全体的なこの調査の傾向といたしましては、退所後、進学した方の割合は43.1%で前回の調査に比べて6ポイント増加しております。退所後、進学した方の中で中途退学した割合は2割ちょっとということで、これは前回とそれほど変わりがない、同程度でございました。

現在の雇用形態でございますが、正規雇用者が45.2%、非正規雇用者が46.8%ということで、全国15～24歳の正規雇用者の割合が70%ですので、やはりそこは低いという結果が出ております。

施設種別ごとの特徴でございますが、児童養護施設におきましては入所中、退所後の進路を十分相談できたという回答は38.5%と、前回と比べて9ポイント増加しております。

自立支援コーディネーターの配置の効果でございますけれども、施設職員が大いに支えになったという回答が、コーディネーター配置施設が約6割、未設置施設が約5割という結果になっております。退所後に職場との関係調整につきまして支援を受けた割合が40.8%ということで、前回よりも20ポイント増加しているという効果ございました。

次に、右横の自立援助ホームでございますが、働いている方の割合は85.7%と、前回の調査と比べて14ポイントも増加しておりました。ジョブ・トレーナーの配置の効果でございますけれども、こういう中で過ごしているお子さんの場合は人間関係とか心身のストレスが大きな課題となっているようで、これで転職した方の割合なのですが、ジョブ・トレーナーの配置施設が約3割、未配置施設が約5～6割というような差が出ております。

児童自立支援施設におきましては、退所後、進学したお子さんは92.7%ということで、これも前回調査から30ポイントも増加しております。ただ、退所後に進学した学校を中途退学した方は約3割ということで、全国の高校中退率1.5%よりかなり高いという結果でございます。

養育家庭につきましては、措置解除の際に養育家庭が支えになったという回答は97.3%のお子さんがしてくださっています。養育家庭への委託が解除された後、大体約3割の方が養育家庭でそのまま生活をしているというような実態がわかりました。

私からは以上でございます。

○西尾少子社会対策部計画課長 続きまして、資料5の関係でございます。子供の生活実態調査についてでございます。かさばる資料で恐縮ですが、資料5-1、資料5-1付属資料、資料5-2、資料5-2付属資料をご覧くださいと思います。

東京都では、昨年、首都大学東京の阿部彩先生と連携をいたしまして、子供の生活実態調査を行っております。資料5-1でございますけれども、都内の4自治体に在住の小学校5年生、中学校2年生、16～17歳の子供本人と、その保護者に対して調査しております。調査対象は約2万世帯で、有効回答率は42%でございます。

これは子供の貧困対策に資する基礎資料といたしまして調査を行ったものでございまして、国では相対的貧困率、所得をもとにした貧困率という指標を持っておりますが、今回の資料につきましては1つ特徴がございます。資料5-1付属資料の47ページ、48ページをご覧くださいと思います。

今回の調査の特徴は、単に所得だけではなくて家計の逼迫、それから、これが特徴的でございますが、子供の体験や所有物について、経済的な理由により所有物が持てなかったり、体験ができなかったりというところも指標として捉まえ、生活困窮層、それか

ら、それに準じた周辺層、そうしたものを合わせた生活困難層という方々を浮き彫りにしております。

資料5-1 付属資料4 7ページが3つの要素ですが、それをめくっていただきまして、48ページでございますが、ここに生活困難層の割合がございます。生活困難層、(1)のところでございますが、困窮層が例えば小学校5年生では5.7%、周辺層では14.9%、計20.6%ということで、2割の御家庭が生活困難層に当たるのではないかと。以下、中学校2年生、16~17歳ということで困窮層、周辺層、生活困難層を浮き彫りにしております。

こうした各層をクロス集計いたしまして、いろいろきめ細かく生活の実態を捉まえております。ごく一部紹介いたしますと、資料5-1に戻っていただきまして、2ページに生活困窮の状況「(1)家計の状況」の四角内にトレンドが書いてございますけれども、例えば金銭的な理由から食料、衣類の購入、公共料金の支払いができなかった割合は、これは当然でございますが、困窮層に多いということが改めてわかってございます。

4ページをご覧くださいまして、例えば子供の学びの欄でございますけれども、真ん中のところの「(2)授業の理解度」の四角内のトレンドでございますが、授業がわからないと感じる子供は、一般層に比べて困窮層に多いということが改めてわかっております。

6ページでございますけれども、子供の生活、友人関係なども聞いておりまして、「(3)居場所事業等の利用意向」なども聞いております。その下の四角内でございますが、居場所事業への利用意向は、年齢層が高いほど関心が高く、一般層に比べ困窮層で高いですとか、その次の7ページの真ん中より少し上のところで「夕ごはんをみんなで食べることができる場所」への利用意向が困窮層ほど高いというようなことが改めてわかっております。

さらに、ここが我々非常に重要なところかなと思うのが、10ページでございますけれども、保護者にもいろいろ状況を聞いている中で、(3)で相談相手がいるかどうかという質問では、保護者の1割は困ったときに相談する相手がおらず、この割合は困難層ほど高いというようなことがあります。

11ページでございますけれども、(3)の支援サービス利用状況等では、支援サービスの利用状況、認知状況を聞きました。そうしたところ、「子ども食堂」「フードバンク」といったサービスにつきましては、知らないために利用されていない割合が高く、小学校5年、中学校2年生ではそれぞれ4割あった。こうしたことから、困難層は一般層に比べて非認知による不利用率が高いというような結果が出ております。

こうした状況を捉えまして、私どもといたしましては支援が必要な御家庭、子供たち

にもっともっと確実に支援を届ける必要があるということで、今年度から専任職員を配置いたしまして、生活に困窮する子育て家庭のニーズを改めて把握し、必要な支援につなぐ取組を行う区市町村への支援を創設いたしました。これは子供の貧困対策支援事業とっております。

その他、いろいろ子供の成長の節目、段階に合わせて、例えば子供の入学時ですとか、保育所の申し込み時に確実に子育てサポートの情報を届ける周知事業の強化を図る予定でございます。

以上、私から資料5関係でございます。

○加藤子供・子育て施策推進担当部長 私から、資料番号はございませんけれども、最後のほうになります。都内の保育サービスの状況について御説明をさせていただきます。

右肩は本日の日付でございます。本日、記者発表をさせていただきました。例年この時期に発表しておりますけれども、主たる数字は真ん中のところでございます保育サービス利用児童数でございます。先ほど山本部会長からもお話がありましたけれども、受け入れた数としては過去最大とうたわせていただいておりますが、1万6,003名の増加となりました。一方、保育所の利用待機児童数でございますが、8,586人ということで120名の増加となっております。

各区市町村別の内訳は例年どおり記載しておりますけれども、見ていただきますと1枚めくっていただいて表3の(2)でございます。私どもは昨年度の全体のプランで利用児童数が50%になるまで7万人分、保育サービスを増加させまして、その時点で待機児童を解消しようということでございました。平成29年4月におきましては、やはり少し増加しまして、利用の申し込みが44%、めくっていただきまして表4の一番下のところになりますけれども、平成29年4月1日時点では、実際に御利用していただけた就学前児童人口の比率が43.4%となっております。だんだんと50%に近づいているところでございます。

お戻りいただきまして一番最初のページの二重枠の下のところでございます。今年度から待機児童数の数え方といいますか、数える手引が新しくなりました。参考3としておつけしておりますけれども、大変複雑ですので全て説明することは省略させていただきますが、一番大きな影響を与えましたのは育児休業中の親御さんのお子さんの取り扱いでございます。

参考3をめくっていただきますと3ページ目の下のところですが、項番8で「育児休業中の保護者については」という文章がございます。こちらにつきましてはお読みいただきますと、復職に関する確認ができる場合には待機児童数に含めること、すなわち、預けられれば復職をしたいんだという御意志を確認できる場合は、待機児童数として確認

するというところでございます。ここの取り扱いについて、これが厚生労働省の定めたきちんとした基準ではございますが、今年度は急遽こうした通知が発出されたということございまして、これまでどおりの扱いを今年度に限ってはしてもよいということがございましたので、実際のところ各区市町村におかれましては、新旧のカウント方式が混ざっているというのが今年度特有の状況でございます。

記者発表資料の参考2が待機児童を数える際の育児休業延長者の取扱い状況でございます。右と左に表が分かれておりますが、もともと育児休業の方、育休延長者を待機児童に最初から含めていたという新しい厚労省の定義に近い形でやっていらっしゃった自治体もございまして、今年度から変えられたところもございまして。今年度につきましてはカウント方式を変えていただいたところもありましたので、待機児童のカウントにつきましては公式発表しては120名増でございますけれども、もし昨年度と同じ数え方を各区市町村の皆様が採用したならばという数字もあわせて発表したところでございます。来年度以降は全て新しい定義にのっとるということでございますので、これは影響がどの程度というのは育児休業の扱いばかりではございませんし、女性の活躍の進展ということで、より一層、保育の需要が増すことはございますけれども、右上の15の自治体当たりの数字はこれから影響するのではないかと考えております。

最初のページにお戻りいただきまして二重枠内の保育所等利用待機児童数の下のところでございます。先ほど申し上げました待機児童数の取り扱いを昨年度と変更しなかったならば7,693名ということでございます。773名減少ということで書かせていただいております。ただ、昨年度と待機児童の取扱いに変更がなかったとしても、7,000人を超えているところは私ども重く受けとめておりますので、引き続き待機児童の解消に向けまして取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、この報告(2)東京都の施策動向について、全般的な御質問でも、個々の施策に関する御質問でも結構です。いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

児童養護施設等退所者に関する調査で、ずっと勤務を継続されている方と転職されている方の割合がわかれば教えていただきたい。

○竹中少子社会対策部育成支援課長 転職していない方の割合が44.2%、残りが転職しているということで、1回転職している方が16.5%、2回が10.9%、3回が11.5%というような形になります。

○松原委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。磯谷委員、どうぞ。

○磯谷委員 同じく児童養護施設等退所者の実態調査の中で、回答者が637人とありますけれども、逆に回答がなかった、つまり回答率が32.4%ですからその残りになりますが、回答がなかった方のうち、連絡がとれなくなっているといいますか、連絡先がわからないというのがあったのかどうか。もしあったとすれば、ある程度割合などもわかるのかどうか。そのあたりを教えていただければと思います。

○竹中少子社会対策部育成支援課長 連絡がとれない方があったとは伺っているのですが、割合までは申し訳ありません、把握をしておりません。

○松原委員長 他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項はこれでおしまいになります。

では、議事に入りまして、新たな審議事項についてということで、このことについて提案がございますので、そのことで御議論をいただきたいと考えております。

まず、冒頭、梶原局長から育児の孤立化や切れ目のない子育て支援というお話がありました。また、今年4月に公表された児童虐待死亡事例等検証部会の報告書では、強い育児不安を抱えるなどの要支援家庭の事例の検証も複数ございました。

これらも踏まえまして今期の専門部会のテーマにつきましては、私と事務局とで具体的な検討事項等について調整をして、その案としまして「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」を本日、皆様に御説明いたしたいと思っております。内容については事前に柏女副委員長についても御了解をいただいているところです。

では、事務局より御説明をお願いいたします。

○新倉少子社会対策部家庭支援課長 資料6-1をご覧くださいと思います。家庭支援課長の新倉から説明させていただきます。

今お話をいただきました、上段に専門部会テーマ（案）というふうに記載をしております。「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」～多様なニーズに対応した切れ目のない支援の強化に向けて～というものでございます。

左の上段に背景といたしまして、ここは近年の状況を記載させていただいております。一番上には昨年6月、児童福祉法等の改正がございました。○の1つ目には母子保健施策における虐待防止の位置づけが明確化されたこと。また、○の3つ目には障害児福祉計画の作成の義務づけ。こうしたことが新たに規定をされたところでございます。

次のところ、児童虐待死亡事例検証。国の報告書も昨年9月にまとめられたところでございますが、○の2つ目にございますとおり、実母の精神的問題、こうしたものを抱えたケースが非常に多かったという報告も出ているところでございます。

その下、平成26年7月には、国の報告書でございます。今後の障害児支援の在り方についてというものがまとめられたものでございます。○の3つ目にも、丁寧かつ早

い段階での保護者支援・家族支援の充実などがうたわれているところでございます。

その下、国の平成29年度予算等でございますが、○の1つ目でございますとおり、産婦健康診査事業の創設などが行われたところでございます。

こうしたことにつきまして、都独自の取組というものがその下に記載をしてございます。これはあくまで都独自の取組、国制度を超えた部分の取組でございますが、1つ目の○には出産・子育て応援事業、ゆりかご・とうきょう事業と言っているものですが、妊婦の全数面接を初めとした支援を平成27年度から開始をしております。

また、その下の○、子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業。これは今年度からの新規事業でございますが、区市町村の子供家庭支援センター等に地域の関係機関を巡回する支援チームを設置いたしまして、地域の学校や保育所、幼稚園、こうした関係機関を巡回して、それぞれ気になる家庭の情報などをアウトリーチ的にキャッチしていくような取組も開始したところでございます。

国の子育て家庭を支える仕組みづくりという点では、国制度のものもたくさん制度でございますが、1枚おめくりいただいた次のページのものが、国制度も含めた全体を整理した資料となっております。

左から妊娠期、出産、乳児期、幼児期と時期を分けたものと、縦には一般的な支援、さらに専門支援というふうに分けて、それぞれの国制度なり都独自の取組をまとめてございます。この分野、切れ目のない支援というところでは、これまでももちろんそれぞれ施策の充実に取り組んでいるところではございますけれども、先ほど背景のところでお説明したとおり、さまざま状況変化なども踏まえて、改めてこれら取組の再点検につなげたいと考えているところでございます。

1枚、資料をお戻りいただきまして、資料6-1の1枚目でございます。右側に主な課題ということで書かせていただいております。

まず①の囲みの中でございます。全ての子育て家庭に対して、妊娠期からニーズの把握や支援を切れ目なく行うための体制強化が必要であるといったこと。

また、その下、②といたしましては、支援を要する子育て家庭を地域で支えるサービスの充実というものを掲げております。(1)(2)と分けて書いてございますが、まず(1)につきましては、育児への強い不安を持ち、産後うつ病や不適切養育のリスクなどの課題がある家庭を地域で支えるためのサービスのさらなる充実が必要ではないかといった点。(2)では障害児や家族への相談対応、保育所等の子育て支援施策への専門的なバックアップなど、地域における支援の充実が必要だということでございます。

こうした課題、あくまでこれは主なというところではございますが、こうしたことに

つきまして専門部会で審議いただきまして、その審議の結果をもとに今後の施策の充実を図っていきたいと考えているものでございます。

説明は以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、このことで今期、集約的な議論をしたいという提案でございます。もちろん障害を持っているお子さんであれ、そのことで全員の方が子育て不安等に直結して悩まれるということではないと思いますが、一定の支援が必要になってくるのだろうと考えております。

御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。母子保健等のことも挙げられておりますが、大木委員、何かありますか。

○大木委員 この課題の2つ目に挙げられている障害児のところの医療的ケア児の在宅療養が、以前と比べると多くなっています。実感なので裏づけのデータがあるわけではないですが、以前は比較的在宅療養を引き受けやすい家庭状況にある御家族のところに戻っていたかなというのが、今は、ひとり親で介護・養育の手が少なかったり、かなり生活困窮状況にある御家庭など、家庭の状況に関わらず在宅でという、全体の方針がどんどんそうなってきています。医療的ケア児と、医療依存度がそれほど高くない障害を持ったお子さんでは、支援メニューも変わってくるので、ここを一緒に考えるのが難しいなというのが実感としては感じています。

○松原委員長 ありがとうございます。

他いかがですか。村井委員、お願いします。

○村井委員 子供権利擁護部会で先ほど御報告申し上げたのですが、子供の権利を擁護する立場からも親支援が必要だと先ほどお話しいたしました。この資料を見た時に、多分、要支援、専門支援のところではやはり精神の問題を抱えている母親は多いです。その方たちを支援することによって、子供の福祉を守るという立場はどこに入るのかなというところを一生懸命、今、読み取ろうとしているのですが、ぜひそういう観点も御議論の中で入れていただきたいと思います。

○松原委員長 大切な観点だと思います。

他にはいかがでしょうか。駒村委員、お願いします。

○駒村委員 資料について1つ確認です。2ページ目のところの保育幼児教育のところは認定こども園が入っていないのですけれども、認定こども園は当然対象になるのではないかと思います。これからこの手のものは保育所や幼稚園と来たら、認定こども園はまずセットで入れると、フォーマットをそうされたほうがいいのではないかと。基本的に外れるケースは余りないと思いますので、細かい話ですがお願いします。

障害を持った子供を持っている親の支援です。私たちの研究チームでも、先ほどの貧困の話にもつながりますが、障害を家族を持った方の貧困率は健常な方の2倍ぐらい高い。これは先進国も大体そういう傾向がデータに出ているのですけれども、我々のデータ分析でもほぼ同じような結果が出ています。これはどういう因果関係かはいろいろ考えなければいけないと思うのですが、今の2倍というのは家族を持ったケースです。1つは障害を持っている子供がいる場合、働きづらいということもあるのかなと思いますので、そういう視点も親支援の中では大事かなと思います。

もう一つは、いろいろあるのですけれども、これは今後の議論の中に入ってくると思いますが、いろいろなところからお話を聞いていると、例えば発達障害を持っているお子さんは歯科医や理髪店に連れていくとサービスをしてくれない。要するになかなか座ってしてくれないので、サービスがやりづらい。拒否されることもあるようなのです。もっとも、これはノウハウがあるようで、ちゃんとやれば聞き分けよくしてくれるという話もあるわけですし、ただ、そういう情報を持っている民間サービスの人ばかりではないわけでありまして、発達障害、障害を持った子供たちに対してサービスを提供するときはどういう工夫をするか。そういうことも関係者、これは狭い意味での福祉専門職だけではなくて、広く子供たち、障害を持った方にかかわるような仕事を持った人に対しては周知してもらいたい、工夫をしてもらいたい。そういうことも含めてメッセージをこの中で出していただければと思います。そういう点もお願いしたいと思います。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。認定こども園については修正をお願いしたいと思います。

まさに地域で支えるサービスというときには、福祉に限らないと思いますし、子供の生活にかかわるさまざまなサービスがあるのかなと思いますし、日々の生活のしづらさがもしあるとすれば、その解消を呼びかけていくということも大切なことだろうと思います。

他にいかがでしょうか。宮田委員、お願いします。

○宮田委員 一般病院で障害がある方とかかわっている身として感じていることなのですが、医療的ケアが重ければ重いほど短期入所が実は利用しにくい。親御さんの疲弊度が強いにもかかわらず、実際には短期入所サービスを利用する頻度が低くなってしまふという現実があるということ。また、発達障害児に関しても、相談場所がなくて困りに困って、うつ状態になって病院に駆け込んでくるようなお母様がいらっしゃる。今、本当に専門療育機関というものが全然受診できない、待ち状態というのがあるので、相談できる場が広がってくるといいのかなというのを感じています。よろしくお願

いします。

○松原委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょう。大竹委員、お願いします。

○大竹委員 先ほどの児童虐待死亡事例等検証のところでも出てきた声ですけれども、課題②(1)の特に就学前で保育所等の利用もなくというところで、利用もなくだけではなくて、今は利用ができないというような場合もある。先ほどの待機児童というところでは、できれば産後うつ病や不適切養育のリスクがある家庭は、保育所を優先的に入所させてほしいという思いはあるのですが、一部の市町村によってはなかなかそのことだけでは優先順位を上を上げることが厳しい。一部の保護者の声としては、そうであるならば虐待すれば入所できるんですかというような声もある。ですから保育所の入所を待っている他の児童を超えてまで虐待の子供でリスクがあるから、その子を上位に入れてということができないという市町村の声もあるという現実からすると、この課題のところでそれができない場合も、まずは利用できることが優先ですけれども、できないときはどう地域でサポートするかという、このテーマについては重要ではないかと思っています。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

他に留意すべき観点等がございましたら、ぜひ御指摘をいただきたいところですが、いかがでしょうか。柏女副委員長、どうぞ。

○柏女副委員長 1つ質問なのですけれども、2枚目の図だと幼児期までになっているわけですが、子育て家庭といった場合は小学生、中学生、高校生の子育て家庭も当然あるのだらうと思いますし、その場合は割と国のほうでは学校をプラットフォームにしていくという議論が出ているかと思うのですが、この審議会、専門部会で議論をするのは、乳幼児期を中心に考えていけばいいということなんでしょうか。それとも学校とかも学齢期も視野に入れていったらいいのかということをお伺いしたいと思います。

○新倉少子社会対策部家庭支援課長 説明が不足していて申し訳ございませんでした。このテーマの中、御指摘のとおり、これは広くというところではあると思うのですが、今回、専門部会の中では就学前のところに区切って、まず焦点を絞った上で議論をしていただきたいと考えております。その中でもより乳幼児期を中心にということになるかもしれませんが、範囲としては就学前というところで議論をお願いしたいと考えております。

○柏女副委員長 わかりました。そうしますと就学前のところをターゲットにしながら、障害児支援や被虐待、貧困あるいは医療的ケア児、そうした問題を包括的に、あるいは

母子保健と継続的に支援をできるような仕組みづくりをどうしていったらいいのかと
いうことを中心に議論をすればいいということになりますね。

○新倉少子社会対策部家庭支援課長 はい。

○柏女副委員長 わかりました。ありがとうございました。

○松原委員長 その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろ御意見をいただきました。非常に大切な観点も幾つか提示していただけたと
思います。最後は乳幼児期、就学前というところに焦点化をして、この家庭支援施策を
考えたいということの事務局からの説明ももらいました。もちろんそのことが学齢期に
継続していくような施策を組み込むことはあり得ると認識しております。

では、今期のいわゆる専門部会での議論につきましては、「子育て家庭を地域で支え
る仕組みづくり」をテーマといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、このことで進めさせていただきます。

部会の設置をさせていただき、そして議論を進めていただくために、まず委員の選任
をさせていただかなければなりません。そのことが今日の議事の2番目に当たります。

部会に属する委員につきましては、東京都児童福祉審議会条例施行規則第6条第2項
により、委員長が委員の中から指名することになっております。事務局が案を作成して
おりますので、まずその説明をお願いしたいと思います。

○西尾少子社会対策部計画課長 資料6-2をご覧ください。これは私ども事務局が委員長
と事前に調整をし、案として挙げたものでございます。

まず委員の候補者の皆さんでございすけれども、児童福祉審議会の委員の先生方
の中から8名、今、ご覧いただいている8名の方を専門部会にお願いしたいと思います。

加えまして、今回、障害児の支援もテーマとすることから、臨時委員を何人かお願い
したいと思っております。

1つはうめだ・あけぼの学園施設長の加藤施設長。東京産婦人科医会副会長の北井先
生。加えまして、これは区市町村の皆さんに非常に深く関係することから、区の児童福
祉の所管課から、それから、市も加えまして、それらの職員の方から2人、臨時委員と
してお願いをしたいと思います。さらにオブザーバーといたしまして松原委員長にもお
願いをしたいと思います。

審議内容につきましては右でございすけれども、第1回から8回を考えてございま
す。第1回目は都の現状と課題整理でございす。2回目以降、順次テーマの柱に沿っ
て展開をしていきたいと思っております、間でヒアリングなども入れていきたいと思

っております。7回目、8回目で報告書の検討に移っていただきたいと思いますっております。

スケジュールでございます。下のところでございますけれども、本日、部会の設置をお認めいただいた後でございますが、第1回を9月の頭に考えてございます。その後、平成29年度から平成30年度にかけまして審議をいただきまして、第8回は平成30年の10月ごろを予定しております。

以上、専門部会委員・スケジュール（案）でございます。

○松原委員長 それでは、委員の選任とスケジュール、審議内容について何か御意見がございましたらお受けいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、私から改めて臨時委員の方を除きまして、本審議会から御参加いただく方を再度確認させていただきます。

秋山千枝子委員、大木幸子委員、大竹智委員、柏女霊峰副委員長、駒村康平委員、酒寄典子委員、杉野学委員、正木忠明委員、以上の8名の方に専門部会の委員をお願いし、私自身も先ほど事務局が御案内されましたが、オブザーバーとして参加をさせていただきたいと思っております。

なお、部会長につきましては、児童福祉審議会条例施行規則の第6条第3項により、部会委員の互選となっておりますので、専門部会の第1回目は9月に予定をされているようですが、その場で決定をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○松原委員長 ありがとうございます。それぞれのお立場から活発な御討論をいただいて、来年10月には実効性のある報告書を出していきたいと考えております。

臨時委員の方につきましては、児童福祉法第9条第2項及び第3項の規定において、特別の事項を調査審議するために必要があるときは臨時委員を置くことができる。それは知事が任命することになっておりますので、事務局で調整して委嘱の手続を進めていただきたいと思います。このことについても御同意いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、予定の時間より少し早いのですが、準備をしていただきました報告事項、審議事項は全て終了いたしました。

事務局あるいは各委員の方から補足的な御発言はおありになりますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議はここまでで閉じたいと思っております。誠にありがとうございます。

最後に今後の予定など、事務局から御説明をお願いいたします。

○西尾少子社会対策部計画課長 ありがとうございます。

今後の審議日程でございますが、早期に専門部会を設置いたしまして、御議論を重ねていただきまして、最終的に提言をまとめていただければと考えております。

なお、第1回目は先ほども触れましたが、9月上旬を予定しております。詳細につきましては後日、部会メンバーの方々にお知らせをいたしますので、よろしく願いいたします。

○松原委員長 誠に今日はありがとうございました。

閉 会

午後7時56分